

宇治市監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に基づく監査を執行したので、別紙のとおり公表します。

令和7年6月11日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

真田敦史

# 決定書

## 第1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

## 第2 請求の対象者

観光振興課

## 第3 請求の要旨

宇治市観光振興課発注・受注者Xの宇治市道山王仙郷谷線の清掃作業後の枯葉などのゴミ類の不適切処理や不法投棄による契約違反に対する時効までの五年間の適正な処分に係る費用の返還請求。

### ① 宇治市観光振興課

② 令和六年度から遡る事、五年間（返還請求時効期間）以上に於いて、宇治市観光振興課が発注の宇治市道山王仙郷谷線の左側の清掃作業で「不法投棄」が行われていたことは、受注者のXも認められておられ、また、宇治市観光振興課はこの事が少なくとも過去数年間継続的に行われていたことを京都府警に相談（請求者確認済み）され今回は、今後このようなことがないことを厳重に指導することで「厳重注意処分」とされた。契約上は、清掃後の枯葉などのゴミ類は適正に処理を行う事になっているが、適正に行われていなかったことは、今回の通報が無ければ、宇治市観光振興課は宇治市道山王仙郷谷線の左側の清掃作業のXとの契約当初から知らなかったとも回答されています。

③ 宇治市観光振興課とXが交わしている契約書によれば、基本中の基本となる事項は主に

① 日本国の法令を遵守し、これを履行する義務。

② 事業を開始するときは着手届の提出義務。

③ 作業終了時には終了届の提出義務。

④ 上記①～③は最小限守らなければならない事項であるが、①については河川域の不法投棄が行われ、京都府警により厳重注意処分を受けている。②についても全く提出が行われていない。③については当該作業については全く出していない。

- ⑤ この基本中の基本となること宇治市観光振興課は、疎かにしていたことが、今回の不適切処理や不法投棄の原因であることを認められています。
- ⑥ Xから提出された各月の完了届に対し宇治市観光振興課は「上記事項について、契約書、仕様書その他の関係書類に基づき検査を行った結果合格したことを確認する」との業務完了調査書に各担当者の押印・検査職員 Aの自署署名と押印がされていますが、公文書公開ではそれらの関係書類は開示されていません。すなわち逆に言えば関係書類がないと思われ、そのことについて質問をすると検査については「不十分」と回答されていますが、請求者は不十分ではなく不作為＝法（契約）によって期待されることをしない事と判断をいたします。
- ⑦ これらを根拠に請求者は宇治市観光振興課に対し、宇治市道山王仙郷谷線の左側の清掃作業で発生した枯葉などのゴミ類の処理が行われていないにも関わらず支払われていたことから、返還請求の時効期間である五年をめぐり、Xに返還請求を行うべきと申し出を致しましたが、宇治市観光振興課は返還請求はしませんとの回答で、返還請求を行わない理由として「日時が判らない（不明）」「数量が判らない（不明）」等との回答でしたが、それらは記録の提出を求めず残されてないと自供しているようなもので、前述の業務完了調査者は不十分ではなく「不作為」であったと判断します。
- ⑧ これらを基に宇治市観光振興課はXに対し、行われていない宇治市道山王仙郷谷線の左側の清掃作業後の「枯葉などのゴミ類の処理費用の返還請求」を速やかに行っていただくことを請求します。

（上記要旨はおおむね原文のままである。なお、添付資料の掲載は省略した。）

#### 第4 事実を証する書面及び証拠

本件請求には、地方自治法第242条第1項に規定する財務会計上の行為に関する事実を証する書面その他として、宇治市観光振興課の回答書等の添付があった。

#### 第5 請求の受理

本件請求は、令和7年4月4日に提起され、地方自治法第242条に定める要件を具備するものとして受理した。

#### 第6 監査の執行

##### 1 監査の期間

令和7年4月16日から同年5月29日まで

- 2 監査の対象部局  
産業観光部観光振興課
- 3 請求人の陳述及び証拠提出  
令和7年4月23日に請求人から陳述を聴取した。請求人から新たな証拠として観光地等清掃業務委託契約書（写し）等の提出があった。
- 4 関係職員の陳述及び証拠提出  
令和7年4月25日に宇治市長から弁明書及び証拠の提出があった。同年4月30日に関係職員から陳述を聴取した。

## 第7 監査の結果

### 1 主文

本件請求を棄却する。

### 2 理由

#### (1) 認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

令和6年4月1日、宇治市はXと観光地等清掃業務委託契約（以下「本件委託契約」という。）を締結した。また、令和6年度本件委託契約は令和7年3月25日に変更契約が締結されている。

なお、宇治市は観光地等清掃業務委託について、監査請求期間である令和2年度から令和6年度までXに特命随意契約で委託している。

#### (2) 監査委員の判断

##### ア 監査請求の対象について

本件委託契約は、契約書第1条において、業務委託契約に関し「日本国の法令を遵守し、これを履行しなければならない。」と規定した上で、第16条において「委託業務の処理に関し、生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）の賠償については、受注者の負担とする」と規定している。

Xが、受託業務のうち例年2月に宇治川左岸の市道山王仙郷谷線の落ち葉の清掃作業（以下「本件清掃作業」という。）を行う際、収集した落ち葉を適正に処分せず宇治川河川敷に投棄していた行為（以下「本件不法投棄」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に抵触しており、委託業務の履行として適切さを欠くものであることは明らかである。

従って、本件不法投棄により損害が生じた場合にはXはこれを賠償

する義務を負い、宇治市としては委託者として賠償請求をすべき立場にある。実体法上の賠償請求権が行使できるにもかかわらず、これを怠った場合には、財産の管理を怠る事実が違法・不当と評価されるべきものであり、本件監査請求も当該怠る事実をその対象としているものと理解できる。

そこで、本件不法投棄につき、怠る事実が認められるか否かについて以下検討する。

#### イ 令和6年度本件委託契約について

まず、令和6年度については、本件不法投棄を認知した市民の通報をきっかけとして、宇治市の指導に基づきXは河川敷に投棄された落ち葉のうち回収可能な分については回収の上適法な処分を行っている。

また、物理的・経済的に回収不能分と認められる分については、回収不能分の落ち葉の量を算定して、当該量に応じた処分料相当額を減額する内容で本件委託契約の変更契約を締結して委託料を減額しており、宇治市に生じた損害相当額については賠償を求めて履行されたものと評価でき、怠る事実があるとは認められない。

なお、本件不法投棄により河川敷を管理する第三者である淀川河川事務所（以下「河川事務所」という。）について損害が発生した可能性があると、河川事務所としては、落ち葉は自然由来のものであり回収は不要であるとの見解を示すとともに、水質に影響を与える被害は発生していないとの意見もされていることから、河川事務所につき損害が生じているとは認められず、河川事務所について怠る事実が問題となることはない。

以上より、令和6年度に関しては怠る事実があるとは認められない。

#### ウ 令和2年度から令和5年度について

Xは、令和5年度以前の本件清掃業務についても、少なくとも数年に亘り令和6年度と同様に河川敷に投棄していたことを認めており、過去から本件不法投棄がなされていたことは否定できないところである。

従って、令和5年度以前の過去分についてもXに対し実体法上の賠償請求権が行使できるにもかかわらず行使していないのであれば令和6年度と同様怠る事実が問題となる。

この点、不作為としての怠る事実が違法・不当となるのは、作為義務があることが前提であり、作為義務があるといえるためには損害の

発生及び金額が明確に特定できることが必要である。

本件に関しては、Xは過年度のうち数年の不法投棄の事実を認めているものの、その明確な時期や不法投棄の対象となった落ち葉の量を特定するに足りる客観的資料は残っていない。

しかも、自然由来のものである落ち葉は、一定の時間が経過すれば不法投棄分かそれ以外かを区別することは困難となり、更に季節がめぐることにより河川敷の落ち葉それ自体が自然の循環サイクルの一環として浄化されていくことにも鑑みれば、過去分については損害発生の時期やその額を具体的に主張・立証することは困難であるといわざるを得ない。

作為義務発生的前提である損害の発生及び金額が明確に特定できるとまではいえない以上、賠償請求が行使できるとまではいえず、怠る事実を認定することもできない。

したがって、令和2年度から令和5年度の過去分については怠る事実があるとまでは認められない。上記自然循環による浄化システムの存在からすれば、河川事務所に損害が生じているとは認められないことも令和6年度と同様である。

## エ 結論

よって、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

## 第8 監査委員の意見

監査結果については以上のとおりであるが、次のとおり意見を付記する。

令和5年度以前の過年度分の損害の発生及び金額が明確に特定できないといわざるを得ないことは上記のとおりであるが、特定できない理由は、宇治市が、作業完了時において作業実施前後の写真や廃棄物の処分に関する経費の領収書等、作業実施を客観的に裏付ける資料の提出を求めておらず、Xにおいても当該資料が保存されていないことに基づくものである。

そもそもこのような委託者宇治市の委託業務履行確認の不十分さに加え、本件委託契約を長年Xに委託する中、検証を行うことなく漫然と契約を繰り返してきたことと相まって、本件不法投棄を見逃す原因となったものと認められる。

その意味で、宇治市は本件委託契約発注の手法の妥当性の検証及び委託業務が適正に執行されることの管理・監督を怠っていたといわざるを得ず、監査委員としては、この点につき原因を究明し必要な対策をとるよう求める。

令和7年5月29日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

真 田 敦 史